

令和5年6月2日

税務町民課

本人限定受取郵便（特例型）で送付した
マイナンバーカードの所在不明について

真鶴町から本人限定受取郵便（特例型）でマイナンバーカードを送付したところ、申請者から封筒の中にカードが入っていないとの連絡があり、所在不明になっていることが5月10日（水）に判明しました。

本来、厳正な管理のもと取り扱うべきカードが所在不明になったことにつきまして、町民の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、再発防止を徹底してまいります。

1 経過

| | |
|-------------------------|---|
| 令和5年4月27日(木) | 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）※から真鶴町へ、申請者の方のカードが納品。鍵のついた書架で保管。 |
| 令和5年5月1日（月） | 職員が封筒へ封入。別職員が宛名と封入物の名前的一致を再確認。 |
| 令和5年5月2日（火） | 同封する通知、お知らせ、進呈する商品券を封筒に入れて封緘。夕方、郵便局へ持ち込み。 |
| 令和5年5月10日(水) | 申請者の方から、本人限定受取郵便の封筒の中にカードが入っていないと電話があり、開封済み封筒を確認するも、入っていないことを確認。執務室内を捜索するも不明。 |
| 令和5年5月11日(木) ～25日(木) | 引き続き執務室の捜索、関係各所への確認、調査を行う。 |
| 令和5年5月26日(金) | 他課とともに、執務室の机、袖机、パソコンやプリンター等機器類を全てカウンター外へ出し、執務室内を空にし、引き出しや書架の中を更に捜索するも不明。 |

※地方公共団体情報システム機構（J-LIS） マイナンバーカードの作成・発行等を行う機関

2 対応

執務室内を徹底的に捜索するも発見には至っておりません。

対象のマイナンバーカードは、電子証明書が悪用ができないよう、5月10日（水）に一時利用停止の措置を取りました。また、申請者の方の意向により、個人番号の変更とカード再交付の手続きをしました。

本人限定受取郵便の封筒へ封入する際に、他の方の封筒に誤封入、または封入作業の際、封入がされていないことが可能性として挙げられますが、取り扱った付近の現場調査や、関係各所への問い合わせは実施済みで、現段階にて考えられるものの調査は完了済です。

3 再発防止策

- 同一スペースで複数の工程を行わず、工程別に別の担当者が行うことで、複数人でのチェックが可能になるよう、作業手順を改善しました。
- 未交付のマイナンバーカードの庁内管理ルールを課内全体で共有し、誤った手順について、担当者以外でも監視の目が届くように再徹底を図ります。

| |
|------------------------------------|
| お問い合わせ先 |
| 税務町民課長 山田 譲 電話：0465-68-1131 内線 250 |